

基本目標 3 子どもが心身ともに健やかに学び育つ まちづくり

主要施策 3 - 1 次代の親の育成

現状と課題

地域社会でのつながりが薄れる中で、少子化、核家族化の影響により、家族で過ごす機会や、兄弟姉妹といった子ども同士が集団で過ごす機会が減少し、人間関係をつくる力が弱くなり、社会性不足や規範意識が希薄になっていることが指摘されています。

本市では、乳幼児等との交流の機会を充実させ、将来親世代となる子どもたちに家庭の大切さや子どもを生き育てる喜びを伝えていくことが大切と考えます。

今後も、乳幼児とふれあう機会の充実を図り、母性や父性を育むとともに、学校生活の中で、異性への理解や人格の尊重などについても、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努め、子どもの頃からの男女共同参画意識を醸成することが必要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

鎌倉という環境のいい所に住んでいるので、幼稚園だけではなく商店街や自然などを経験させたり、社会の中で受け入れてくれる場所があれば、子ども達の社会性につながっていくのではないかと。

以前は、自然に年上の子が年下の面倒をみて、かっこいいお兄さん、お姉さんという立場ができていたが、今はそういった機会が少なくなっている。

施策の方向性

乳幼児等との世代間交流の仕組みづくり

男女共同参画に関する意識啓発

具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-1-1	学習情報の収集と提供 (重複掲載 3-3-13)	市民の多様な学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の収集と提供を行います。	生涯学習誌「鎌倉萌」の発行毎月10,000部を継続	生涯学習課
3-1-2	性(命)の尊重、男女平等についての啓発	男女が正しく性を理解・尊重しあうこと、お互いが協力して家庭生活・社会生活を築くための支援をします。	事業の継続	人権・男女共同参画課
3-1-3	小学生と保育園児・幼稚園児の交流 (重複掲載 3-2-9)	生活科の授業、総合的な学習の時間や小学校の行事等(運動会、各学校で行われる子どもまつり等)を通して、小学生と保育園児や幼稚園児の交流を推進します。 また、就学を控えた園児と同じ地域の小学1年生が、一緒に活動し交流を行います。	市立小学校全校での交流実施を継続	教育センター 教育指導課 保育課
3-1-4	中学生と保育園児・幼稚園児の交流 (重複掲載 3-2-10)	市立中学校の生徒が、保育所や幼稚園で「職場体験学習」や家庭科の学習の中で「保育実習」を行います。	市立中学校全校での実施を継続	教育指導課 保育課
3-1-5	道徳教育での啓発	主として他の人とのかわりに関する事の中で、「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」ことについて、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努めます。	内容を拡充	教育指導課
3-1-6	特別活動での啓発	学級活動の中で、「男女相互の理解と協力」について、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努めます。	事業の継続	教育指導課

主要施策 3 - 2 学校の教育環境の充実

現状と課題

家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校や幼稚園の果たす役割は大きく、学校教育では子どもたちが環境の変化に柔軟に対応できるように、自ら学び考え、主体的に行動できる「生きる力」を育むことが重要です。

本市では、世代間交流や国際社会、情報化社会に対応するための事業を推進し、学校の教育環境の充実に努めています。

今後も、本市の自然豊かな地域特性を生かした自然体験やボランティア活動などの体験学習を積極的に進め、生命の尊重、他人への思いやりや自然を大切に作る心を培う教育を推進する必要があります。

また、障害のある児童・生徒が、その障害の内容や個性に応じた適切な教育が受けられるように、教育環境の充実が必要です。

さらに近年、いじめや不登校等の問題も深刻化しており、学校における相談体制の充実が求められています。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

小学校や中学校の義務教育の中で、もっとしっかりと基礎学力をつけてほしい。進学のためだけでなく、自分の将来の目標に向かえる学習内容の充実を考えてほしい。

施策の方向性

基礎学力の向上

地域特性を生かした教育環境の整備

障害のある生徒に対する教育環境の充実

学校における相談体制の充実

具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-2-1	環境教育の推進	環境と人間とのかかわりを学び、恵み豊かな環境やいのちを大切にすることを育む環境教育の充実に努めます。	事業の継続	環境政策課
3-2-2	学校評議員制度	各学校が保護者や地域の方々の意見を広く聴き、地域に開かれた、また信頼される学校づくりを推進します。	設置率の維持 [20年度 100%]	教育指導課
3-2-3	世代間交流	小中学校では、総合的な学習の時間等で、地域の保育園、幼稚園、障害者施設、老人ホーム等へ訪問し交流を深めます。また、地域のお年寄りを学校に講師として招いて知識、経験を子どもたちに伝えていきます。 保育所では近隣の小学校、障害児施設や老人ホームなどを訪問し、交流を深めます。また、地域のお年寄りを招いての交流を図ります。	事業の継続	教育指導課 保育課
3-2-4	教育相談事業の充実	教育センター相談室において、乳児から青少年の相談並びにいじめ・不登校等の教育相談を行います。不登校児童・生徒のために、教育支援教室等を設置し、自立に向けた支援を行います。	事業の継続	教育センター
3-2-5	幼児教育に関する研究・研修	幼児教育の目的に応じた適切な指導及び幼児期から心の教育が行われるよう、その研究・研修活動支援の一層の充実に努めます。	幼児教育研究会・幼児教育研修会の継続	教育センター
3-2-6	心の教育の推進・道徳教育の充実	生命を大切に、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育を推進するため、道徳教育の充実に努めます。 また、道徳教育の推進のために作成した資料集を使った模範授業を公開します。	事業の継続 道徳教育資料集 vol.2 編纂	教育センター
3-2-7	国際社会への対応	外国人英語教師（ALT）を小学校にも派遣することにより、国際理解教育の充実に努めます。	事業の継続	教育指導課
3-2-8	情報化社会への対応	各教室でインターネット等が利用できるよう、校内LANの整備を進めるとともに、ITを活用した施策の充実に努めます。	事業の継続	教育指導課 教育センター
3-2-9	小学生と保育園児・幼稚園児の交流 (重複掲載 3-1-3)	生活科の授業、総合的な学習の時間や小学校の行事等（運動会、各学校で行われる子どもまつり等）を通して、小学生と保育園児や幼稚園児の交流を推進します。 また、就学を控えた園児と同じ地域の小学1年生が、一緒に活動し交流を行います。	市立小学校全校での実施を継続	教育センター 教育指導課 保育課
3-2-10	中学生と保育園児・幼稚園児の交流 (重複掲載 3-1-4)	市立中学校の生徒が、保育所や幼稚園で「職場体験学習」や家庭科の学習の中で「保育実習」を行います。	市立中学校前項での実施を継続	教育指導課 保育課
3-2-11	各種育成行事	子どもの健康維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催します。また、子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、活動成果を発表する場の提供に努めます。	事業の継続	教育指導課
3-2-12	安全で快適な学校教育環境の整備	学校施設整備計画「改訂版」の内容に沿った事業を推進します。	事業の継続	学校施設課

事業名	事業内容	方向性	実施主体	
3-2-13	体験学習の推進	福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、総合的な学習の時間等を使って、校外活動等を実施します。	市立小中学校全校での実施を継続	教育指導課
3-2-14	かまくら子ども議会の開催	子どもたちが、市議会の模擬体験を通じて、市民生活と行政との関わりや、鎌倉市が直面するさまざまな課題について考えるとともに、自らの言葉で市長等と質疑応答を行うことにより、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて学習することを目的として開催します。	小中学校隔年での実施を継続	教育指導課
3-2-15	個に応じた指導の充実	少人数指導やティーム・ティーチングなどを実施し、児童生徒一人ひとりの興味・関心、習熟の程度等に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	事業の継続	教育指導課
3-2-16	読書活動の推進	朝のホームルームの時間等を活用して読書活動に取り組みます。 また、「図書館専門員」「読書活動推進員」を小中学校へ派遣するなど、児童生徒の読書に親しむ環境づくりを進めます。	事業の継続	教育指導課
3-2-17	各種補助員・介助員の派遣	水泳、運動部活動、日本語指導等専門性の高い分野や、特別支援学級・普通学級に在籍する児童生徒の介助など、児童生徒の教育活動が円滑に進められるための各種補助員・介助員を派遣します。	事業の拡充 [20年度水泳補助指導員9人 運動部活動補助指導員3人3校 日本語指導等協力者8人、9校 学級支援員27人、16校 特別支援学級介助嘱託員等17人、7校 通常学級への介助嘱託員等4人、4校 スクールアシスタント5人、5校]	教育指導課
3-2-18	ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発事業	市内保育所、幼稚園や小中学校の児童生徒を対象にごみの発生抑制及び減量化、資源化のための啓発を行い、児童生徒はもとより、父母、家族までその意識を広める事業を行います。	事業の継続	資源循環課
3-2-19	幼児教育の振興	幼児教育の振興並びに充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深める事業を行います。	事業の継続	私立幼稚園
3-2-20	里山体験学習	小中学校の総合的な学習として受け入れ、年間通して農作業、谷戸保全作業、自然観察を指導します。また、単発的な谷戸保全作業体験をグループ・クラス・学年単位などで受け入れます。	事業の継続	NPO法人山崎・谷戸の会
3-2-21	幼稚園教諭の資質の向上	幼児教育の資質向上のため、定期的に行う教員研修に加え、免許更新制度導入に伴い、公的に認められた免許更新講習会を実施します。	事業の継続	私立幼稚園

主要施策 3 - 3 家庭や地域の子育て力の向上

現状と課題

家庭はすべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を取得し、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を持っています。しかし、核家族化、少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、子育て家庭や家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じています。子どもにとって家庭は最初の集団で人間成長の基盤となることを再認識し、本来果たすべき役割を見つめ直していくことが必要です。

また、子どもが地域の一員として育ち、社会人として自立していくために子どもや親子が地域の人々との交流を図ることが重要です。

本市では、育児教育やPTAとの協働によるセミナーの実施により、家庭や地域における子育て力の向上を図るとともに、青少年指導員や子育て支援団体等による子ども参画事業を展開して地域での子どもの参画活動を推進してまいりました。

今後も市内全域で日常的に地域活動等に子育て家庭や子どもたちが参画できる場や仕組みを充実する必要があります。

25歳～40歳の市民に実施したニーズ調査の結果では、子どもが健全に育つために大切なこととして、「親子のコミュニケーション」が94.5%、「地域の人への声かけや協力」が47.8%、また、地域の子育て支援で協力できることについては、「近所の子どもへの見守りや声かけ」が73.4%、となっており今後も家庭や地域での子育て力の向上に努めることが必要です。

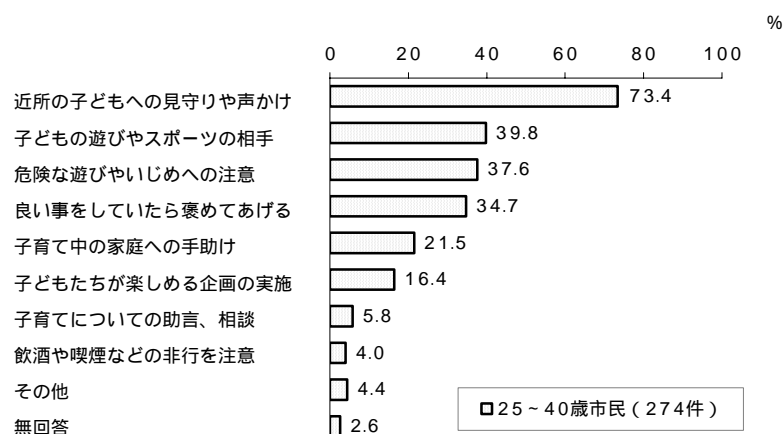


図 地域の子育て支援で協力できること

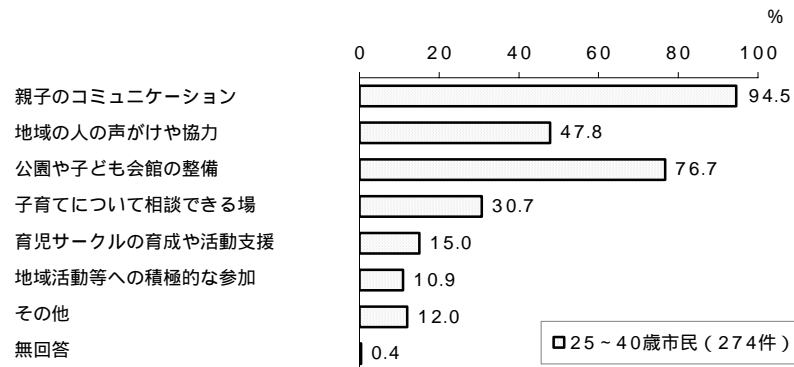


図 子どもが健全に育つために必要なこと

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

近所で助け合えるような仕組みができてほしい。

地域でのつながりができれば、見守りの目ができて安心。

子育ても介護も、自分に関係することだとみんなが考えられる社会になってほしい。

子育てに直接関連したものだけでなく、町内会での活動や地域のボランティアなどに子ども連れでも気軽に参加できるような雰囲気づくりが、地域全体で世代を超えて子育てをする環境をつくることにつながっていくと思う。

施策の方向性

地域での見守り体制の強化

世代間交流の仕組みづくり

地域の人との交流の機会の充実

子どもが主体となった地域活動の充実

既存の地域資源の活用

家庭での子育て力の向上

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体	
3-3-1	ブックスタート事業	6か月児育児教室において、絵本の入ったブックスタートパックを贈呈し、絵本の読み聞かせの仕方などのアドバイスを行います。	受取率の向上 [20年度94.9%]	中央図書館
3-3-2	子育て支援センターの充実 (重複掲載 1-3-2・4-3-2)	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。	未実施地域での整備を検討 [20年度3地域に設置]	こども相談課
3-3-3	生涯学習施設の提供	学校学習施設の一般開放を行います。また、市内の企業等が保有する施設などの利用について、調査・検討します。	事業の継続	生涯学習課
3-3-4	育児教室	親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身に付けられるよう、専門の講師による講座等を開催します。また、育児経験に乏しい親たちの、育児への不安や悩みを解消するため、子育て教室・講座の開設に努めます。	講演会18回、6か月児育児教室48回、1歳児歯科育児教室24回の継続	市民健康課
3-3-5	両親学級	妊娠及び出産後の母体の保護・日常生活の注意・育児の楽しさを一緒に学習します。	3日間コース12回の実施を継続	市民健康課
3-3-6	地域での子どもの参画活動	各種団体等の活動を通して、子ども同士や子どもと地域の人々の交流が図られるよう、各種の活動に対し積極的な支援に努めます。 また、新たなニーズへの対応、出張講座の検討をします。	事業の継続	青少年課
3-3-7	子どものスポーツの育成	子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間づくりのため、関係団体等の支援を図ります。 企業や関連団体と連携をとることにより子供のスポーツ参加のきっかけづくりの場を広げ、あらゆるスポーツを体験できる環境づくりを推進します。	事業の継続	スポーツ課
3-3-8	子ども会館・子どもの家における健全育成	地域社会の中で、児童の遊び場の拠点として、異年齢集団での遊びや仲間づくりのための居場所づくりに努めます。	一日あたり平均来館者数10%アップ [20年度247人]	青少年課
3-3-9	学校開放の推進	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校体育施設の開放を進めていきます。	市内公立小中学校全校での実施を継続	スポーツ課
3-3-10	青少年指導者の活動支援	子どもの地域活動を支える青少年指導者の活動を支援します。	青少年指導員連絡協議会への補助金交付を継続	青少年課
3-3-11	小学生リーダー・ジュニアリーダーの育成	集団活動や野外活動における基本的な知識と技術を身に付け、地域における青少年活動のリーダーとなれる人材を育成します。	研修会の実施を継続	青少年課
3-3-12	若者たちが育ち合う場の創設 (重複掲載 4-3-4)	若者たちが気軽に相談でき、育ち合い、自主運営を目指せる場づくりを進めます。	検討 [20年度未実施]	青少年課 こどもみらい課
3-3-13	学習情報の収集と提供 (重複掲載 3-1-1)	市民の多様な学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の収集と提供を行います。	生涯学習誌「鎌倉萌」の発行毎月10,000部を継続	生涯学習課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-3-14	各種育成事業	子どもたちの心豊かな育成に向けて、地域社会全体が協働して取り組む活動を支えます。	子ども会・育成団体への支援、おはなし会、おひざにだっこのおはなしかい、一日図書館員、学童保育・子育てサークルへの訪問サービス、基礎体力づくり教室の継続	青少年課 中央図書館 スポーツ課 生涯学習課
3-3-15	総合型地域スポーツクラブの育成	地域で多種目、多世代、多様な技能レベルに応じたスポーツを楽しむことのできるクラブの支援を図ります。	設立団体2 [20年度 設立団体1 準備団体1]	スポーツ課
3-3-16	保育所の地域子育て支援	全公立保育所にて園庭開放、行事参加や子育て相談など地域の子育てを支援する活動を進めます。	支援内容の充実	保育課
3-3-17	放課後子ども教室 (重複掲載 4-3-5)	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	事業の継続	生涯学習課
3-3-18	放課後子どもプラン (重複掲載 4-3-6)	「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を連携して行うもので、すべての子どもを対象として、放課後の安全で健やかな居場所づくりをめざします。	事業の継続	生涯学習課 青少年課
3-3-19	スポーツ活動の促進	子どもたちに様々なスポーツを紹介し体験することにより、自分にあった運動を見つけられるよう生涯スポーツの推進を図ります。 また、スポーツ活動を通して体力向上に役立て健やかに成長することを目的に、子どもの体力調査を実施します。 自分の体力がわかる体力測定の実施、自分にあった運動を見つけるために様々なスポーツ体験ができる環境づくりを進めます。	体力テストや体験教室の継続	スポーツ課
3-3-20	多世代交流地域共同拠点の創設 (重複掲載 4-3-7)	地域資源の活用等により一般家庭の開放も含め、多世代が交流しあえる地域の拠点づくりを支援します。	事業の検討	福祉政策課 こども みらい課
3-3-21	「市長への手紙(子ども版)」の設置	子どもの夢や希望を市政に生かすことを目的に、「市長への手紙(子ども版)」を全市立小中学校、全子ども会館・子どもの家及び青少年会館に設置します。	事業の継続	市民相談課 こども みらい課 教育指導課 青少年課
3-3-22	青少年健全育成活動	青少年の健全育成のため、各地域で青少年団体への活動支援や文化・レクリエーション活動を実施します。	事業の継続	鎌倉市青少年 指導員連絡協 議会
3-3-23	家庭と地域の教育力活性化セミナー	家庭と地域の教育力をより高めるために、様々なテーマ(青少年の心理、生命の大切さ、食育、安全・安心等)で講演会や講習会を開催します。	事業の継続 地域との連携を推進	鎌倉市PTA 連絡協議会

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-3-24	鎌倉てらこや事業	<p>地域子どもたちが主体的に生き、活動できる拠点をつくり、成熟した地域社会を創造します。</p> <p>子どもたちの魂を輝かせるために、自然、歴史、伝統、文化、宗教的な環境の下で、遊び、学び合い、感動体験を培います。</p> <p>親たちは、子どもとともに学び、自らを育み、自立したよき大人に生まれ変わることを目指します。</p>	事業内容の拡充	NPO法人鎌倉てらこや
3-3-25	一日深沢プレーパーク	子どもたちの健全育成と地域の大人たちの交流を目的とした「冒険遊び場」活動を行います。	事業の継続 プレーパークの常設化に向け拡充	鎌倉あそび塾
3-3-26	青少年の体験学習活動	青少年の福祉に対する理解と福祉意識の向上のために、中学生以上の青少年を対象に福祉施設の体験を実施しています。体験で学ぶ「福祉の心」「ボランティア精神」を培います。	事業の継続	鎌倉市社会福祉協議会
3-3-27	助成事業	児童の健全育成のために、小学生を対象としたスポーツ団体に助成金を交付しています。	事業の継続	鎌倉市社会福祉協議会
3-3-28	てらハウス事業	商業ビルの空き店舗に、子ども・保護者・学生ボランティア・地域ボランティアが集い、“本気”で学び、遊び、語り合う居場所をつくります。そのようにして過ごす時間から子ども自身が「やりたい」と思うことを発見し、スタッフの力添えを得ながら自らの力で実現することを目指します。	事業内容の拡充	NPO法人鎌倉てらこや
3-3-29	お泊り里山体験	昔ながらの農作業、自炊など里山体験をします。谷戸の収穫物を味わい、山崎地区の昔の暮らしの話を聞きながら里山の暮らしを体験します。	事業の継続	NPO法人山崎・谷戸の会

主要施策 3 - 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、性や薬物、暴力等、有害な情報が子どもでも身近なところで簡単に入手できる環境にあり、子どもにかかわる様々な犯罪を起こす引き金としても懸念されています。

本市では、青少年健全育成に関する啓発や街頭補導活動を実施し、子どもを取り巻く有害環境対策を進めています。

ニーズ調査の結果では、テレビやゲームなどの残虐性や暴力描写について、「気になる」と「どちらかといえば気になる」を合わせた割合は、就学児童で48.8%となっており、今後も子どもを取り巻く有害環境対策を推進する必要があります。

また、携帯電話の普及は、子どもが有害環境に触れる機会を増やし、情報モラル教育の充実も重要です。

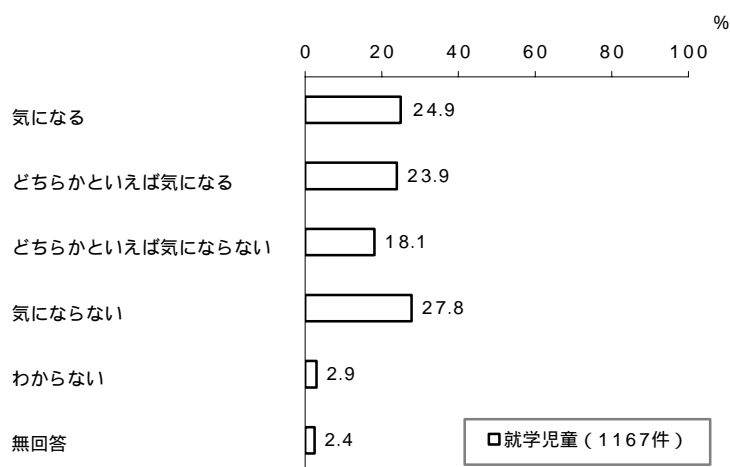


図 テレビやゲームなどの残虐性や暴力描写について

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

子どもは大人を見て育つ。水着で歩いたりせず、地域の人や観光客に対しモラルのある行動をしてほしい。

A Vや漫画など、中途半端な性情報があふれ、異性との接し方についての情報が無い。

施策の方向性

子どもが健全に育つ環境づくりの充実
情報モラル教育の充実

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
3-4-1 青少年健全育成に関する啓発	青少年健全育成に向け、各団体・生徒などによる街頭キャンペーンを年2回実施します。	事業の継続	青少年課
3-4-2 街頭補導活動の推進	街頭補導活動等による青少年の問題行動の早期発見と未然防止に努めます。	事業の継続	青少年課
3-4-3 社会環境実態調査及び有害図書類区分陳列等調査の実施	カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶の社会環境実態調査及び書店・古書店の有害図書類区分陳列等の実態調査を行います。結果を神奈川県で集約し、関係業界団体に改善を要請します。また、店舗等への指導を検討します。	事業の継続	青少年課
3-4-4 学校と警察の連携の強化 (重複掲載 4-2-4)	各学校と警察の連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童・生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。	事業の継続	教育指導課